

社会保障こぼれ話

自営業者の社会保険 (トルコ)

1971年に、自営業者に対する社会保険の法律が制定され、翌1972年から、この法律にもとづく制度が発足した。この制度は職人、商人、医師、技術者などを対象としている。ちなみに、農民には別な制度が適用されるので、かれらは自営業者の制度に加入していない。この制度は、各地域毎に適用を拡大され、76年7月には、約87万人の自営業者がこの制度に参加しており、約25万人が取残されていた。最終的には、約120万人が適用される予定である。

現在、この制度は老齢・廃疾・遺族給付を用意している。たとえば、老齢給付では、年金と一時金が用意され、年金は15年以上の加入と60歳（女子55歳）の年齢を条件として支給される。年金は拠出時に算出対象とされた所得の70%だが、拠出が25年以上ならば、年金は25年以上の1年当たり1%ずつ増額される。また、上述した年齢以後、年金を受給しないで続けた拠出にも、年金は1年当たり1%ずつ増額される。もっとも、年金は最高を所得の90%に制限されている。

1976年現在、受給者は老齢年金が76人、廃疾年金が23人、遺族年金が合計2,068人であった。財源では、被保険者は対象とされた所得の13%を拠出することになっている。

ISSA, Asian News Sheet, Vol. VII, No.1, Jan. 1977. pp.19-21.

（社会保障研究所 平石長久）

編集後記

去る10月、1人でふらりと北欧を訪ね、紅葉ならぬ黄葉をながめてきた。黄葉は美しかった。気温は思ったより暖かだったが、今頃は寒さがきびしく、葉の落ちた森林にも、雪が舞っていることだろう。東京では、12月に入っても、暖かい日が続いていた。並木の銀杏はいつまでも熟れない葉をつけていたが、12月の中頃、ある日、あたかも風に舞う桜の花びらのように、銀杏の葉が散り急ぎ、道路のあちこちに吹きだまりができる。それから数日の間に、葉はなくなり、空が広くなった。その頃、首都圏周辺のスキー場に、やっと本格的な雪が降った。それにしても、この冬は暖かく、春の訪づれも早いらしい。（平石）

海外社会保障情報 No. 40

昭和52年12月28日発行

編集兼発行人 社会保障研究所

〒100 東京都千代田区霞が関3-3-4

電話 03(580)2511

製作所 和光企画出版株式会社 03(564)0338